

番 号 : 150574

国 名 : ラオス

担当部署 : 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名 : 有機農業促進プロジェクト (TOTカリキュラム・教材開発)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : TOTカリキュラム・教材開発
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年9月下旬から2015年11月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0. 25M/M、現地 1. 40M/M、合計1. 65M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地調査期間	整理期間
3日	42日	2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 8月19日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については、JICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針 :
 - ①業務の基本方針 18点
 - ③当該業務実施上のバックアップ体制 2点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務^注の経験 44点
 - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 4点
 - ③語学力 16点

類似業務	農業関係の研修業務及び教材作成業務
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ラオス国において有機農業は、「農業開発戦略2011-2020」、「農業マスタープラン2011-2015」など農業施策に係る政府の基本文書において、商品作物生産振興と付加価値化のための重要な方策の一環として位置付けられている。ラオスの有機農業は、PROFILプロジェクト（ラオス農林省とスイスのNGOであるHelvetasにより2004～2011年に実施された有機農業・マーケティング振興プロジェクト）によって、初めて体系的に推進が図られた。同プロジェクトでは、2005年には有機農業基準が策定されたのを始め、2008年にはラオス有機認証機関（LCB）が農林省農業局（DOA）傘下のクリーン農業開発センター（CADC）¹内に設立され、生産者グループの設立支援、有機農産物市場の開設など多くの成果を上げた。さらに、同プロジェクトでは、CADCに対して、研修の教材作成支援などを実施した。

しかし、PROFILの終了後、技術的な困難性やマーケット開拓等の理由により、有機農家数は減少している一方、本プロジェクトのカウンターパート（C/P）機関であるDOAの規格課（STD）及びCADCの有機農業担当職員の多くは経験が浅く、効果的な有機農業の普及・実施促進に寄与できていない。このような状況を踏まえ、本プロジェクトでは、対象地域における有機農業促進のための体制強化を目的として、国家有機農業開発戦略の策定、有機農業を促進するCADC職員の能力向上、有機認証を担当するSTD職員の能力向上を支援している。具体的には、ワークショップ等を通じた戦略案の作成、CADC及びSTDの職員に対する研修等の実施が挙げられる。

CADCの有機農業担当職員に対する能力向上活動として、2014年に短期専門家（有機農業技術・研修カリキュラム開発）を派遣し、約20名の職員に対して土壌構造や病害虫防除に関する技術研修を実施した。また、2015年にはローカルコンサルタントによるファシリテーション能力向上研修を実施し、9名のトレーナー候補者が実地研修を実践する機会を提供した。その結果、トレーナー候補者を始めとするCADC職員の有機農業に関する技術やファシリテーション能力は向上したが、TOTに係るカリキュラムの体系化については対応できていない。さらに、研修教材はPROFIL実施時に作成されたものがほとんどで、その後実態に即した改訂が行われておらず、PAFO（県農林局）・DAFO（郡農林事務所）の技術職員に対するTOTのための教材は存在しない。また、農民に有機農業を普及するための分かりやすい資料の開発も求められている。

これらの成果、状況及び課題の分析を踏まえつつ、本業務従事者は、CADCの有機農業担当職員がPAFO/DAFO技術職員へ知識・技術を移転する際に利用する効果的なカリキュラム及び実用的な教材を整備

¹ 地方政府職員や農家などに対する有機農業の研修・実証展示等を実施する組織である。

することが求められている。

7. 業務の内容

本業務は、CADCの有機農業担当職員が、PAFO/DAFO技術職員に対して実施するTOTのカリキュラム及び教材の開発等を行うことで、CADC職員の能力を向上させ、TOTを受けたPAFO/DAFO技術職員の有機農業に関する知識・技術を向上させることを目的とする。

具体的な業務内容は以下の通り。

(1) 国内準備期間 (2015年9月下旬)

- ① プロジェクトに関する既存資料を通じて情報収集及び分析を行い、プロジェクト内容及びラオス国における有機農業の概要及びCADCにおける研修実施状況を把握する。
- ② 業務計画書を作成し、JICA農村開発部に提出・説明する。

(2) 現地派遣期間 (2015年9月下旬～2015年11月上旬)

- ① CADCの有機農業担当職員の能力評価シート²をもとに、当該職員のTOT実施能力を把握・確認する。
- ② PAFO/DAFOの技術職員の能力評価シートをもとに、当該職員の有機農業に関して必要と思われる能力・資質を分析し、知識・技術に関して向上されるべき点をレビューする。
- ③ CADCの有機農業担当職員がPAFO/DAFOの技術職員に対して行うTOTに係るカリキュラムをCADC職員とともに作成する。
- ④ CADCの有機農業担当職員がPAFO/DAFOの技術職員に対して行うTOTに係る教材をCADC職員とともに作成する。
- ⑤ CADCの有機農業担当職員がPAFO/DAFOの技術職員に対して行う有機農業に関する試験問題をCADC職員とともに作成する。
- ⑥ CADCの有機農業担当職員がPAFO/DAFOの技術職員に対して行うTOTの実施を支援する(実地研修)。
- ⑦ 現地業務報告書(英文)を作成し、C/P機関、プロジェクトチーム、JICAラオス事務所に説明する。現地業務報告書には、トレーナー候補者に対する能力評価、カリキュラム・教材開発の達成度、TOTの実施方法に関する提言、効果的な普及方法、今後のC/P機関による教材作成・改訂の方法などについて記述する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年11月中旬)

専門家業務完了報告書を作成し、JICA農村開発部に提出し、報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワーク・プラン(英文4部: JICA農村開発部、JICAラオス事務所、プロジェクトチーム、C/P機関)
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

² 有機農業に関する知識・技術の理解度、マネジメント能力・指導能力を担当職員ごとに評点したシートで、長期専門家により既に作成済みである。

(2) 現地業務報告書（英文4部：JICA農村開発部、JICAラオス事務所、プロジェクトチーム、C/P機関）
記載項目は以下のとおり。体裁自由。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書（和文3部）

内容・体裁はひな形に準じたものとする（ひな形は、コンサルタントがJICA農村開発部から受け取ること）。なお、現地業務報告書、収集資料・作成資料を添付する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒タイ／ベトナム⇒ラオス（ビエンチャン）⇒タイ／ベトナム⇒日本を標準としてください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年9月27日～11月7日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー／有機農業（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整／研修（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整／研修2（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

現地調査、関係機関との協議等に係る車両の提供

エ) 通訳備上

あり

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

農林省内プロジェクトオフィスの執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

(<http://gwweb.jica.go.jp/>)

- ・ ラオス人民民主共和国有機農業促進プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- ② 本業務に関する以下の資料を、JICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL：03-5226-8461）にて配布します。
- ・ 短期専門家業務完了報告書
 - ・ ローカルコンサルタント報告書（CADC能力促進）
 - ・ CADCの研修実績表
 - ・ CADCの既存の教材（仮訳）

なお、PAF0/DAF0の技術職員の能力評価シートは、コンサルタントの業務開始までにプロジェクトチームが作成し、コンサルタントに提供します。

(3) その他

- ① 複数業務従事者の禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 不正腐敗の防止

本調査の実施に当たっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談して下さい。

- ③ ラオス国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAラオス事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以 上